

有価証券届出書

日本電信電話株式会社

(681059)

有価証券届出書

関東財務局長 殿

平成12年9月29日提出

会社名 日本電信電話株式会社

英訳名 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮津 純一

本店の所在の場所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 電話番号 (03) 5205-5581

連絡者 第四部門 株式担当部長 坪内 和人

もよりの連絡場所 同上 電話番号 同上

連絡者 同上

届出の対象とした募集

募集有価証券の種類 株式

募集金額 一般募集 242,000,000,000円

(注) 募集金額は発行価額の総額であり、平成12年9月22日現在の時価を基準として算出した見込額であります。

安定操作に関する事項

- 1. 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、東京、大阪、名古屋、京都、福岡及び札幌の各証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、東京証券取引所であります。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

Table with 3 columns: Name (名称), Location (所在地). Lists branch offices of NTT across Japan including Tokyo, Kanagawa, Chiba, Saitama, Maebashi, Tokyo, Gunma, Yamanashi, Nagano, and Niigata.

(裏面に続く)

名 称	所 在 地
東日本電信電話株式会社	新潟支店 新潟市東掘通七番町1017番地 1
同	宮城支店 仙台市若林区五橋三丁目 2 番 1 号
同	福島支店 福島市山下町 5 番10号
同	岩手支店 盛岡市中央通一丁目 2 番 2 号
同	青森支店 青森市橋本二丁目 1 番 6 号
同	山形支店 山形市本町一丁目 7 番54号
同	秋田支店 秋田市中通四丁目 4 番 4 号
同	北海道支店 札幌市中央区北一条西六丁目 1 番地
西日本電信電話株式会社	大阪支店 大阪市北区堂島三丁目 1 番 2 号
同	京都支店 京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町 4 番地
同	神戸支店 神戸市中央区海岸通11番
同	奈良支店 奈良市下三条町 1 番地 1
同	滋賀支店 大津市浜大津一丁目 1 番26号
同	和歌山支店 和歌山市一番丁五番地
同	名古屋支店 名古屋市中区大須四丁目 9 番60号
同	静岡支店 静岡市追手町 5 番 4 号
同	岐阜支店 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
同	三重支店 津市桜橋二丁目149番
同	金沢支店 金沢市出羽町 4 番 1 号
同	富山支店 富山市桜橋通り 4 番32号
同	福井支店 福井市日之出二丁目12番 5 号
同	広島支店 広島市中区基町 6 番77号
同	鳥取支店 鳥取市湯所町二丁目258番地
同	島根支店 松江市東朝日町102番地
同	岡山支店 岡山市中山下二丁目 1 番90号
同	山口支店 山口市熊野町 4 番 5 号
同	愛媛支店 松山市一番町四丁目 3 番地
同	香川支店 高松市観光通一丁目 8 番地 2
同	徳島支店 徳島市西大工町二丁目 5 番地 1
同	高知支店 高知市帯屋町二丁目 5 番11号
同	福岡支店 福岡市博多区博多駅東三丁目 2 番28号
同	佐賀支店 佐賀市高木瀬町大字東高木214番 1
同	長崎支店 長崎市出島町14番 7 号
同	熊本支店 熊本市桜町 3 番 1 号
同	大分支店 大分市金池町一丁目 7 番 1 号
同	宮崎支店 宮崎市広島一丁目 5 番 3 号
同	鹿児島支店 鹿児島市松原町 4 番26号
同	沖縄支店 浦添市城間四丁目35番 1 号
東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 7 番11号
名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 3 番17号
京都証券取引所	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町66番地
福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番 2 号
札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西 5 丁目14番地の 1

(注) 1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の支店は、証券取引法による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備え付けました。

2. 大阪証券取引所の所在地は、住所変更により平成12年10月2日より、「大阪市中央区北浜一丁目 6 番10号」となります。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行株式

額面・無額面の別及び種類	発行数	摘要
額面普通株式 (券面額 50,000円)	200,000株	平成12年9月29日開催の取締役会決議によります。

(注) 1. 上記の発行数は、平成12年9月29日開催の取締役会決議により発行される総発行数300,000株の一部をなすものであり、別に米国及びカナダにおける米国募集の引受シンジケート団並びに欧州を中心とする海外市場(米国及びカナダを除く)における国際募集の引受シンジケート団に対して合計100,000株を上限として買取る権限が付与される予定です。

2. 上記募集と併せて、当社株式の売出しが、国内(以下「国内売出し」という。)、米国及びカナダにおいて並びに欧州を中心とする海外市場(米国及びカナダを除く)において行なわれる予定です。

当社の新株の発行は、日本電信電話株式会社等に関する法律第4条により郵政大臣の認可を必要とします。また、同法第18条により、当社に対し、かかる認可をしようとするとき、郵政大臣は大蔵大臣に協議しなければならないとされています。かかる認可がなされない場合、その他国内募集による発行数が変更される場合には、本募集及び国内売出しの株式割当後に株式を交付できないことがあります。

2. 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額	摘要
株主割当	- 株	- 千円	- 千円	-
その他の者に対する割当	-	-	-	-
一般募集	200,000	242,000,000	121,000,000	全株式を証券会社の買取引受けにより募集します。
計(総発行株式)	200,000	242,000,000	121,000,000	-

(注) 1. 発行価額の総額は、平成12年9月22日現在の時価を基準として算出した見込額であります。

2. 資本組入額の総額は、発行価額の総額(見込額)の2分の1相当額を資本に組入れることを前提として算出した見込額であります。

(2) 募集の条件

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込金	払込期日
額面株式	(注) 1. 未定	(注) 1. 未定	1株	(注) 2. 自平成12年10月25日(水) 至平成12年10月27日(金)	(注) 1. 未定	平成12年11月9日(木)
新株引受権証書に関する事項	該当事項はありません。					
摘要	1. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に申込証拠金を添えて申込みをするものとしします。 2. 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。 3. 申込証拠金には利息をつけません。 4. 株式の受渡期日は平成12年11月10日(金)であります。株券は財団法人証券保管振替機構に預託され、追加上場日(平成12年11月10日(金))から売買を行うことができます。また、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、当該追加上場日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。 5. 財団法人証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。					

- (注) 1. 発行価格については、平成12年10月10日(火)に決定される予定の仮条件をもとに需要状況を勘案した上で、平成12年10月20日(金)から平成12年10月24日(火)までのいずれかの営業日の取締役会において決定し、あわせて、資本組入額及び申込証拠金を決定する予定であります。
2. 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成12年10月11日(水)から平成12年10月23日(月)までを予定しており、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成12年10月23日(月)から平成12年10月25日(水)まで」となることがありますのでご注意ください。
3. 新株式に対する配当起算日は、平成12年10月1日とします。

申込取扱場所

後記「3. 株式の引受け」欄の証券会社の全国本支店で申込みの取扱いをいたします。

払込取扱場所

店名	所在地
株式会社第一勧業銀行 本店	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
株式会社さくら銀行 本店営業部	東京都千代田区九段南一丁目3番1号
株式会社富士銀行 本店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社東京三菱銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社あさひ銀行 本店営業部	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
株式会社三和銀行 東京営業部	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
株式会社住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
株式会社大和銀行 東京営業部	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
株式会社東海銀行 東京営業部	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
株式会社横浜銀行 東京支店	東京都中央区日本橋二丁目8番2号
株式会社日本興業銀行 本店	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
三菱信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
東洋信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号
中央三井信託銀行株式会社 本店	東京都中央区京橋一丁目7番1号
住友信託銀行株式会社 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
農林中央金庫 本店	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
信金中央金庫 本店	東京都中央区京橋三丁目8番1号

- (注) 1. 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。
2. 全国信用金庫連合会は、平成12年10月1日付で信金中央金庫へ名称変更する予定であります。

3. 株式の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受株式数	引 受 け の 条 件
日興ソロモン・スミス・パーニー証券会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	未定 (発行価格決定日に決定されます。)	1. 買取引受けによります。 2. その他の条件は未定。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
メリルリンチ証券会社 東京支店	東京都千代田区大手町一丁目1番3号		
ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番5号		
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号		
国際証券株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号		
つばさ証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号		
東海東京証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
さくらフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
東洋証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番5号		
丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目5番13号		
明光ナショナル証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町14番1号		
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
泉証券株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号		
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号		
東京三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
日本グローバル証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町13番2号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目13番5号		
ワールド日栄証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町1番6号		
ドイツ証券会社 東京支店	東京都千代田区永田町二丁目11番1号		
ドレスナー・クライン オートベンソン証券 会社 東京支店	東京都港区虎ノ門四丁目1番8号		
モルガン・スタンレー・ ディーン・ウィッター 証券会社 東京支店	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号		
UBS ウォーバーグ 証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
今川三澤屋証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番11号		

引受人の氏名又は名称	住 所	引受株式数	引 受 け の 条 件
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	未定 〔発行価格決定日に決定 されます。〕	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
光世証券株式会社	大阪府大阪市中央区北浜東4番33号		
さくら証券株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号		
三和証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号		
大東証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町4番3号		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
中央証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目8番1号		
千代田証券株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目4番12号		
東海インターナショナル証券株式会社	愛知県名古屋市中区栄二丁目4番18号		
内藤証券株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目5番9号		
日の出証券株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目3番9号		
平岡証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目6番19号		
丸宏大華証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町3番3号		
INGベアリング証券会社東京支店	東京都千代田区紀尾井町4番1号		
エービーエヌ・アムロ証券会社東京支店	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号		
ジャーディン・フレミング証券会社東京支店	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号		
J.P.モルガン証券会社東京支店	東京都港区赤坂五丁目2番20号		
BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号		
HSBC証券会社東京支店	東京都中央区日本橋三丁目11番1号		
クレディスイスファーストポスト証券会社東京支店	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号		
クレディ・リヨネ証券会社東京支店	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号		
コメルツ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号		
ソシエテジェネラル証券会社東京支店	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
イー・トレード証券株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目12番地3		
ウィット・キャピタル証券株式会社	東京都港区南青山一丁目1番地1号		
計		200,000株	

- (注) 1. 引受けの条件は、平成12年10月20日(金)から平成12年10月24日(火)までのいずれかの営業日の取締役会において決定する予定であります。
2. 上記証券会社と元引受契約を締結する予定であります。
3. 平成12年10月1日付で興銀証券株式会社、第一勧業証券株式会社及び富士証券株式会社は合併し、みずほ証券株式会社となる予定であります。また、同日付で東京証券株式会社と東海丸万証券株式会社は合併し、東海東京証券株式会社となる予定であります。

4. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
242,000百万円	4,656百万円	237,344百万円

- (注) 1. 払込金額の総額は、平成12年9月22日現在の時価を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

(2) 手取金の使途

上記手取概算額237,344百万円については、米国募集及び国際募集の手取概算額上限の118,662百万円と合わせて、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社への出資等に全額充当する予定であります。エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は米国Verio(ヴェリオ)社株式の公開買付資金として借入れた資金の返済等に充当する予定であります。

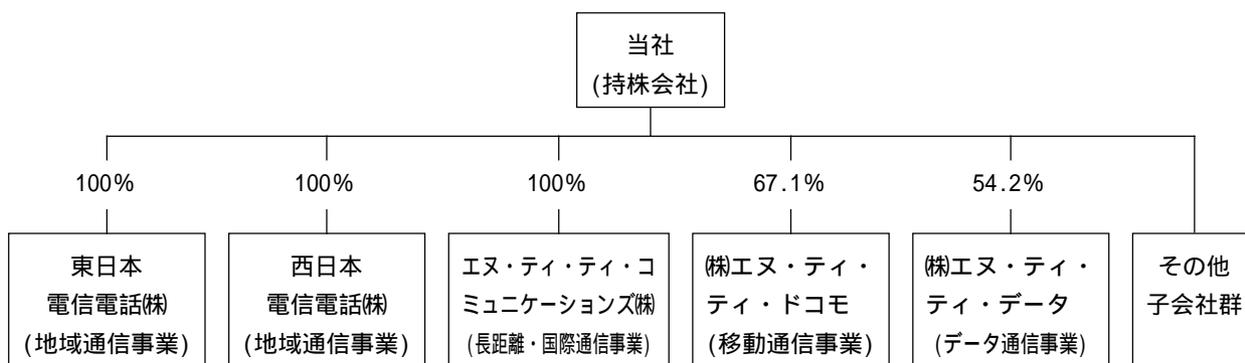
第2 事業の概況等に関する特別記載事項

(注) 文中において「当社グループ」と記述する場合、特に文脈上異なる場合を除き、当社及びその関係会社を含むグループを指す。また、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)はNTTコミュニケーションズ、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモはNTTドコモ、(株)エヌ・ティ・ティ・データはNTTデータ、その他の当社グループの正式社名に含まれる「エヌ・ティ・ティ」を「NTT」と記載することがある。

1. 当社グループについて

当社グループは、当社を持株会社として構成されており、地域通信事業、長距離・国際通信事業、移動通信事業、データ通信事業を主な事業内容としている。

当社グループの概要及び当社による株式の保有割合を図示すれば以下のとおりである。(平成12年8月31日現在)



当社グループ、当社及び上記連結子会社5社(以下「主要事業会社5社」という。)の平成12年3月期の主要な損益状況(当社グループ及び(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモについては連結ベース)については下記のとおりである。
(単位:百万円)

	主 要 な 損 益 状 況 等				
	営 業 収 益 又は売上高	経 常 損 益	当 期 純 損 益	純 資 産 額	総 資 産 額
当社グループ(連結ベース)	10,421,118	825,036	67,811	6,136,616	18,411,700
当 社	1,696,799	117,574	97,071	4,815,673	8,068,962
東 日 本 電 信 電 話 (株)	2,154,710	56,776	157,246	2,073,935	5,336,561
西 日 本 電 信 電 話 (株)	2,071,622	43,031	239,236	1,882,059	5,112,529
エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ(株)	1,075,302	127,719	72,845	518,114	1,420,853
(株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ(連結ベース)	3,718,694	503,116	252,139	1,935,528	3,613,123
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	716,430	34,580	17,996	363,012	1,064,852

(1) 当社とグループ会社との関係について

当社は、基盤的研究開発の推進・成果の普及を図るとともに、当社グループの全体的な戦略を立案する持株会社として、当社グループの価値が最大限に高められるように統括・調整機能を発揮し、競争力の維持・強化に努めている。

具体的には、各グループ会社が自主・自律的に事業活動を展開することを基本としつつ、グループとしての方向性に沿った活動が行われるように適宜適切に各種の助言、あっせんなどを行うとともに、株主としての権利を行使している。また、各グループ会社に対して、基盤的研究開発活動の成果の提供や、事業領域の拡大に関する支援を行っている。

主要事業会社5社は、当社が行う基盤的研究開発の成果の使用に関して、当社と当該基盤的研究開発成果を継

続的に利用する契約を締結し、当社の基盤的研究開発にかかわる包括的な役務提供に対して対価を支払っている（持株会社移行後にかかる平成12年3月期実績1,766億円）。

また、連結決算対象会社のうち主要事業会社5社を含む29社は、グループ会社相互の自主・自律性を尊重しつつ、グループ各社の利益を最大化することを目的としたグループ運営に関わる契約を当社と締結しており、当社のグループ経営の推進に関わる包括的な役務提供に対して対価を支払っている（持株会社移行後にかかる平成12年3月期実績205億円）。

(2) 東日本電信電話株式会社による西日本電信電話株式会社の費用の負担について

昨年の当社グループの再編成に関し、「日本電信電話株式会社等に関する法律」は、東日本電信電話株式会社の設立後3年内に終了する会計年度（平成12年3月期から平成14年3月期まで）において、西日本電信電話株式会社の経営の安定化を図る必要があるときは、その事業に要する費用に充てるため、東日本電信電話株式会社が西日本電信電話株式会社に金銭を交付することができる旨を規定している。かかる金銭交付は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下両社を併せて「東西地域会社」または「地域会社」ということがある。）双方の会計年度が同一である場合にのみ許容される。各会計年度において東日本電信電話株式会社が交付する金銭は利益処分によるものとし、その額は郵政省令の範囲内であることが要求されている。この取決めにより、東日本電信電話株式会社は、利益が生じたとしても、西日本電信電話株式会社に損失が生じた場合には西日本電信電話株式会社の費用を負担することができるため、負担することによりその額に対応する税額だけ、郵政省令の範囲内で納税額は減少する。

2. 当社グループの戦略について

当社はグループ全体として目指す事業の方向付けを行うとともに、これに基づくグループ各社の取組みをとりまとめ、平成12年4月に「NTTグループ3ヵ年経営計画」を策定した。今後、当社グループは激しく変化する市場に的確に対応するため、毎年本計画を見直すこととし、そのプロセスを通じて、グループ事業運営を推進していく所存である。なお、当社は、企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営指標として、EBITDAマージン、フリーキャッシュフロー、ROCEを導入し、NTTグループの最重要目標と位置付け、その達成に取り組んでいる。

グループ各社のミッションの明確化

グループ各社を、会社の形態、対象とする市場、業務内容等を考慮して(1)規制会社（東西地域会社）、(2)競争会社（NTTコミュニケーションズ、NTTデータ、NTTドコモグループ）、(3)経営資源活用会社（NTTエムイー各社、NTTファシリティーズ、NTTコムウェア等）、(4)新事業開拓会社（NTTエレクトロニクス、NTT PCコミュニケーションズ、ぷららネットワークス等）の4つのグループに分類し、ミッションを明確にするとともに、各社の進むべき方向を示し、グループトータルとしての事業基盤の確立を推進

情報流通関連ビジネスの発展の促進

- ・当社グループの有する強力かつ高度なネットワークと顧客基盤とを最大限に活用して、魅力的なサービスメニューと料金政策により、ISDN、ADSL、OCN、iモード等のサービスを拡大
- ・高速光IP接続サービス、LAN型光通信等、低廉で多様な光アクセスサービスを早期に展開
- ・有力コンテンツ提供者との協業も含めて、ハウジング・ホスティング、データセンタ、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）、認証・課金・決済等のEC（電子商取引）プラットフォーム等に関するビジネスを積極的に展開
- ・iモードの高度化やIMT-2000の導入等を通じてモバイルマルチメディアサービスを開拓
- ・安心・安全・便利・快適なネットワーク社会の実現を目指した研究開発活動の推進

従来の音声通信事業における競争力の強化

- ・地域通信、長距離通信、国際通信、移動通信市場における競争状況に対応した料金・サービスの低廉化・多様化

効率化

- ・計画的インフラ整備型から需要対応型への設備投資のパラダイム転換による連結設備投資の削減
- ・市場の変化に対応したグループ会社間の人的資源の再配置とグループ各社における採用抑制の実施
- ・年功序列型の賃金体系から個人成果・業績連動型の賃金体系へのシフトにより、個人の積極性やチャレンジ精

神を最大限発揮できる環境を整備

- ・物件費全般にわたる一層の削減と、グループ内の業務受託会社における徹底した業務の効率化及び一般市場での業容拡大によるグループ内委託費の低減

国際事業の強化

- ・モバイル事業：iモードやI M T - 2000技術等の国際的な競争力を背景に世界の主要な通信事業者と出資・提携関係を構築する一方、世界の有力なマルチメディア事業者との提携により、モバイルインターネット等でのデファクトスタンダードを確立
- ・I Pネットワーク事業：主としてアジア・米国においてグローバルなI Pネットワーク・I Pコネクティビティを整備し、日本のグローバル企業や日本・アジアへ進出を狙う海外のグローバル企業のボーダレスなニーズに対応
- ・プラットフォーム事業：急速に拡大する国際的な電子商取引等インターネット関連市場の獲得を目指して、グローバル情報流通プラットフォーム事業（A S P、データセンタ等）を推進

3. 事業にかかる法的規制について

当社及びその子会社の中には、その事業を行うにあたり、「電気通信事業法」「日本電信電話株式会社等に関する法律」及び「電波法」に基づく許可・認可又は免許を受ける必要のある会社が存在する。その概要は次のとおりである。

(1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

(a) 郵政大臣の許可を必要とする事項

- ・第一種電気通信事業の許可（第9条）
- ・電気通信役務の種類等の変更（第14条）
- ・電気通信事業の休止及び廃止（第18条）

(b) 郵政大臣の認可を必要とする事項

- ・電気通信業務の委託（第15条）
- ・電気通信事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併（第16条）
- ・法人の解散の決議（第18条）
- ・特定電気通信役務に関する料金の、その料金指数が基準料金指数を超える変更（第31条）
- ・電気通信役務に関する提供条件についての契約約款の設定及びその変更（第31条の4）
- ・指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続料及び接続の条件についての接続約款の設定並びにその変更（第38条の2）
- ・電気通信設備の接続に関する協定の締結又は変更（第38条の3）
- ・端末設備及び自営電気通信設備の接続にかかる技術的条件（第49条、第52条）

(2) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）

郵政大臣の認可を必要とする事項

- ・当社及び地域会社の目的達成業務（第2条）
- ・当社及び地域会社の新株、転換社債及び新株引受権付社債の発行（第4条、第5条）
- ・当社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議（第10条）

（注）日本の国籍を有しない人は、当社及び地域会社の取締役又は監査役となることができない。（第10条）

- ・当社及び地域会社の定款の変更、合併及び解散の決議、当社の利益処分の決議（第11条）
- ・当社及び地域会社の事業計画（第12条）
- ・地域会社の重要な設備の譲渡等（第14条）
- ・当社によるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社株式の処分（平成9年法律第98号附則第13条）

(3) 電波法（昭和25年法律第131号）

(a) 郵政大臣の免許を必要とする事項

- ・無線局の開設（第4条）

(b) 郵政大臣の許可を必要とする事項

- ・通信の相手方、通信事項等の変更等（第17条）

上記(2)「日本電信電話株式会社等に関する法律」において、当社及び東西地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく

日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならないこととされている。

4. 料金の設定について

平成10年5月8日に公布された「電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、平成10年11月1日より電気通信料金の設定手続きが、以下のように変更となっている。

第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金を定めるときには、その実施の7日前までに郵政大臣に届け出る。

ただし、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が提供する特定電気通信役務の料金については、その料金指数を郵政大臣から通知される基準料金指数以下とする、いわゆる「プライスカップ規制」が適用されるが、「プライスカップ規制」の適用を受けるのは、現在、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社だけである。

特定電気通信役務に関する料金を定めるときには、その実施の1ヶ月前（料金変更後の料金指数が基準料金指数以下であることが明らかな場合には14日前）までに郵政大臣に届け出る。

また、当該第一種電気通信事業者は、その特定電気通信役務の料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には、郵政大臣の認可を受けなければならない。郵政大臣は、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があるときは、認可をしなければならない。

平成12年6月21日、郵政大臣は同年10月1日から平成13年9月30日までの基準料金指数を決定し、東西地域会社に通知した。これによると電話及びISDNサービスについての指数は97.8、専用サービスについては97.6とされている。当社グループの連結収益に与える影響額は、平成12年度約140億円（東西地域会社ともに70億円）、平成13年度約330億円（東日本電信電話株式会社：170億円、西日本電信電話株式会社：160億円）、平成14年度約390億円（同各200億円、190億円）と見込まれる。

なお、東西地域会社は、プライスカップ規制に対応して平成12年8月31日郵政大臣に同年10月1日実施の新料金案を届け出た。その内容は、東西地域会社は、加入電話・ISDNの20キロメートル超の県内外通話料金の値下げ（最大66%・100キロメートル超の深夜、平均約40%）及び高速デジタル伝送サービス・ATM専用サービスの料金の値下げを行うものとなっている。これにより平成13年3月期の当社グループの連結収益に与える影響は、先に述べたプライスカップの適用による約140億円の影響額を若干上まわり、約170億円（東日本電信電話株式会社：100億円、西日本電信電話株式会社：70億円）になると見込んでいる。

（注）・指定電気通信設備 第一種電気通信事業者の設置する固定端末系伝送路設備のうち、各都道府県においてその総数の2分の1を超えるもの及びこれと一体として設置する電気通信設備で、利用者の利便向上及び電気通信の発達に不可欠な設備として、郵政大臣が指定するもの。

・特定電気通信役務 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその指定電気通信設備のみを用いて提供する音声伝送役務（電話及び総合デジタル通信サービスに限る）及び専用役務。但し、利用者の利益に及ぼす影響が少ない付加的な機能の提供に係る電気通信役務、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務、他の電気通信役務に代替され利用者の利益に及ぼす影響が低下した電気通信役務及び端末設備の提供に係る電気通信役務を除く。

・基準料金指数 特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができるものと認められる水準の料金を表す指数として、郵政大臣が定めるもの。

5. 当社グループの業務に関する競争状況について

(1) 概要

当社の子会社は、地域通信、長距離通信及び移動・PHS通信を含むほぼ全ての市場において競合他社との競争関係にあるとともに、これらの市場には海外からの参入も開始されている。

当社グループとしては、各市場分野において主要な地位を占めていること、各市場分野において幅広い顧客層を有していること、最も広範囲で先進的なネットワークを有していること、情報通信に関する研究開発において主導的地位にあること、情報流通市場の発展に伴う通信需要増を最も享受しうる立場にあること、広範な移動体事業を有していること、強固なシステム・インテグレーション事業やITサービスにおいて強みを有していること、及び連結ベースで強固な財産基盤を有していること、などの強みを生かし、競争に対応していく考えである。

(2) 地域通信市場について

近年、東京通信ネットワーク㈱が関東圏等の市内通話市場に参入（平成12年3月31日現在、同社の顧客は約258万回線）し、また九州通信ネットワーク㈱が九州圏に参入（平成12年3月31日現在、同社の顧客は約52万回線）するなど、地域通信市場での競争が急速に進展している。直近では、7月に日本テレコム㈱及びDDI（第二電電㈱）が平成13年5月の市内電話事業への参入を表明している。当社（持株会社移行前）は、近距離通信市場における競争力強化を図るとともに、社会経済圏の広域化等に対応するため、最低通話料金でかけられる区域を隣接・20kmまでの区域に拡大する「エリアプラス」を平成9年12月から開始するとともに、インターネット利用の拡大等に伴う市内通話料金低廉化の要望に応えるため、市内長電話割引サービス「タイムプラス」の提供を平成10年2月から首都圏において開始した。なお、タイムプラスは、平成10年11月より提供を全国に拡大した。

また、再編成を機に、インターネットの本格的普及に対応した定額料金サービスの拡充を図ることとし、東西地域会社は平成11年9月より、ISDNの月極通信料金割引サービス「i・アイプラン」を開始した。また、インターネット用のISDN定額サービスを平成11年11月より試験提供し、平成12年5月には定額料金を8,000円/月から、4,500円/月（県内の場合）に値下げするとともに、7月より「フレッツ・ISDN」として本格サービスを提供し、平成12年度末までに各県庁所在地への拡大を図るなど、サービスエリアの拡大を順次進めているところである。さらに、平成11年12月より、ADSLを利用した定額料金制のアクセスラインサービス（試験）を開始した。

(3) 長距離通信市場について

長距離通信市場においては、日本テレコム㈱、DDI（第二電電㈱）、KDD㈱（KDD㈱、DDI、IDOは平成12年10月1日に合併予定）等との間でエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱は競争状況にある。当社（持株会社移行前）は料金の低廉化と競争力強化の観点から平成10年2月、100km超の遠距離通話料金を3分90円に引き下げた（これによる値下げ額は平年度ベースで約800億円）。

さらに、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズは平成12年4月、競争力強化の観点から中遠距離通話料金を最大33%（60km～100km、夜間の場合）、平均19%値下げした（これによる値下げ額は平年度ベースで約500億円）。

(4) 携帯電話市場について

携帯電話市場においては、NTTドコモグループは、日本移動通信㈱（IDO）、DDIセルラー・グループ、ツーカー・グループ及びJ-フォン・グループとの間で競争状況にある。このような競争環境下で、NTTドコモグループは約58%（平成12年7月末）のシェアを有している。

なお、ツーカー・グループはDDI（第二電電㈱）グループ傘下になっている。J-フォン・グループ（持株会社のジェイフォン㈱は日本テレコム㈱傘下）は平成12年10月1日に再編を行い全国3社体制に移行する予定である。沖縄セルラー電話㈱を除くDDIセルラー・グループ7社は平成12年11月1日付で合併すると発表した。

第三世代移動通信システム（IMT-2000）については、平成12年6月30日にNTTドコモグループ、J-フォン・グループ及びIDO、DDIセルラー・グループの3事業者グループが事業変更許可、及び無線局予備免許通知書の交付を受けた。NTTドコモグループは、同サービスを来年5月から開始する予定である。

(5) PHS市場について

PHS市場においては、NTTドコモグループはDDIポケット㈱（平成12年1月1日にDDIポケットグループが合併）及びアステル・グループ（地域電力会社の傘下）との間で競争状況にある。平成12年7月末現在の市場シェアは、DDIポケット㈱が約57%とトップを占め、NTTドコモグループはそれに続く約27%となっている。

(6) 異業種又は海外からの競争について

当社グループのISDNサービスは、国内のインターネットの需要喚起とデータ通信関連事業に向けてのものであるが、ジュピターテレコム（タイタス・コミュニケーションズと平成12年9月1日に株式統合）、東京ケーブルネットワークなどのCATV事業者等の他、AT&T及びBT（プリティッシュ・テレコム）が国内市場に参入を開始し、出資先である日本テレコムと協同して、企業向け高速グローバル・インターネット網サービスの開発を始めている。また、当社グループは、MCIワールドコムや東京めたりっく通信等からの競争にも直面している。

6. 当社グループの業務に関する規制緩和の進展について

(1) 相互接続（長期増分費用方式の導入）

電気通信事業法上、地域会社は、指定電気通信設備を有する第一種電気通信事業者として、相互接続に係る接続料金及び接続条件について接続約款を定め、接続料金が郵政省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること等を要件に郵政大臣から認可を受けることになっている。

平成10年5月、日米両政府の規制緩和等に関する共同報告の中で、日本政府は、接続料金への長期増分費用方式の導入の意向を表明し、長期増分費用方式の導入方針が確定した。

平成11年9月、郵政省の研究会は約2年半にわたる検討を踏まえ、長期増分費用の技術モデルとして、交換機の一部機能（き線点RT）のコストを従量制の接続料金で回収するか（ケースA）、基本料金で回収するか（ケースB）という点で異なる2つの方式を公表した。平成12年2月、電気通信審議会は今回はケースAを採用し、ユーザー基本料の値上げなど社会的なコンセンサスが得られないケースBについては今後の検討課題とすることが適当、直ちにケースAを適用すれば、地域会社の経営に重大な影響を及ぼすことから一定の導入期間を確保することが必要であるが、可能な限り短期間で実施することが適当とする答申を郵政大臣に提出した。

平成12年3月末、長期増分費用方式の導入を定める改正電気通信事業法案が国会に提出され、衆参両院で可決後、5月19日に公布された。なお、衆参両院において、ユニバーサルサービスの確保・地域会社の経営・利用者料金に悪影響を及ぼすことがないよう留意し、効率的な投下コストの適正な回収が図られるよう、モデルの選択、適用、実施を慎重に行うこと、諸外国においても一部において実施されているに過ぎないこの規制方式自体の有効性について今後十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと、などを内容とする附帯決議が採択された。

また、日米政府間の規制緩和協議においても長期増分費用方式の導入方法等について議論され、平成12年3月までの協議においては日米政府間の主張の隔たりは大きく物別れに終わったが、平成12年7月の協議において以下の内容（主なもの）で合意に達したところである。

平成12年度から平成14年度までの3年間でGC接続で22.5%、ZC接続で60.1%（ともに平成10年度料金との比較）の引下げを段階的に実施すること、

初めの2年間（平成13年度まで）の料金については、平成11年度トラヒックデータを用いた場合のモデル料金に対してGC交換機等については70%、ZC交換機・GC・ZC伝送路について80%の引下げを前倒し実施すること（平成10年度料金との比較でGC接続で約20%、ZC接続で約50%の引下げ）、

平成14年中に、モデルの見直し及びケースBの取扱いについて結論を出すとともに、平成14年度の接続料について政府間で再協議すること。

今回の日米政府間での最終合意により、東西地域会社の収支に与える影響については、途中年度（平成12年度・平成13年度）の影響額が今後平成11年度トラヒックが確定することによって変動することから、確定的には言えないが、仮に、平成11年度トラヒックベースのモデル料金の引下げ率が27.5%と仮定した場合には、平成12年度で約490億円（東日本電信電話株式会社：240億円、西日本電信電話株式会社：250億円）、平成13年度で約860億円（同430億円、430億円）になると見込んでおり、平成14年度における影響額約1,070億円（同550億円、520億円）と加えると、3年間の累計では、約2,420億円（同1,220億円、1,200億円）になると見込んでいる。

なお、改正電気通信事業法に基づく具体的な算定方式や平成12～14年度における経過措置については、郵政省が関連する省令を制定する予定であり、平成12年8月31日に省令案が電気通信審議会に諮問されたところである。

(2) ユニバーサルサービス

平成10年6月、郵政省は、ユニバーサルサービスの新たな確保の在り方についての報告書を公表した。これは、「日本電信電話株式会社等に関する法律」上、当社と子会社の地域会社2社にかかる責務である。

報告書では、ユニバーサルサービスとは、国民生活に不可欠なサービスであり、誰もが利用可能な料金など適切な条件で、あまねく日本全国において公平かつ安定的に提供されるべきものとされ、基本的電話サービスがユニバーサルサービスの対象とされているが、近年急速に普及しているISDN、移動通信についても、近い将来、ユニバーサルサービスとして扱う必要性が高まってくることも考えられるとされている。また、報告書では、新たな確保の枠組みとしては、基金方式が妥当としている。本方式は、ユニバーサルサービスの提供事業者に対して、その提供に要したコストを、各事業者が予め設定された基金に拠出することにより補助する方式である。さらに、各事業者間の競争によって、既に全国的な提供が果たされていると考えられた国際通信及び長距離通信は、基金による補助の対象とすべきでないと提案されている。

平成12年7月、郵政大臣は、電気通信審議会に対し、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」について諮問を行っており、この中においてユニバーサルサービスの確保の問題についても検討されている。

(3) 番号ポータビリティ

番号ポータビリティ、すなわち、加入者が所在地を変えずに契約先の事業者を変更する際に、同じ電話番号を引き続き利用できる制度について平成12年度を目途に導入することとする電気通信審議会の答申（平成8年12月）を受け、郵政省は、平成10年5月に実現方式について、平成11年3月に費用負担について報告書を公表し、これらの報告書を踏まえ、平成11年8月に「電気通信事業法施行規則」の一部を改正した。番号ポータビリティは、平成12年度中に導入される見込みである。

(4) 事業者事前登録制（優先接続）

郵政省は、平成10年11月、国内及び国際通信について事業者事前登録制を平成13年春を目途に導入することが望ましいとする報告書を公表した。これは、電話加入者が通常利用する事業者を予め登録することにより、通話ごとに事業者識別番号をダイヤルすることなしに、その事業者を選択できるという制度である。更に平成11年10月から、導入に向けた具体的な検討を行う郵政省の研究会が行われ、平成12年2月、導入時期を平成13年5月とする報告書が公表された。これらの報告書を踏まえ、平成12年5月より、関係事業者による利用者への周知を実施中である。

7. 当社株式にかかる事項について

(1) 外国人等議決権割合の制限（日本電信電話株式会社等に関する法律 第6条）

当社は、外国人等議決権割合が五分の一以上になる時は、その氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。

(注) 外国人等 一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人又は団体

(2) 政府による当社の株式保有義務（日本電信電話株式会社等に関する法律 第4条）

政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

(注) 発行済株式の総数の算定方法の特例（日本電信電話株式会社等に関する法律 附則第13条）

第4条第1項の規定の適用については、当分の間、商法第280条ノ2の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、転換株式の転換又は社債の株式への転換があった場合には、これらによる株式の各増加数は、それぞれ同項の発行済株式の総数に算入しないものとする。

(3) 政府保有株式の売却について

(a) 売却の経緯及び売却方針について

当社は発行済株式総数1,560万株で設立され、政府が売却可能である当社株式1,040万株（政府による保有が義務付けられた全体の三分の一に当たる520万株を除いた株式）のうち540万株については、昭和61～63年度において売却された。

また、平成2年12月17日に、未売却となっていた500万株のうちイ)250万株について毎年度50万株程度を計画的に売却することを基本とすること、ロ)後年度において市場環境から許容される場合、計画の前倒しによる売却があり得ること、ハ)残余の250万株については、当分の間、売却を凍結するという今後の売却方針が大蔵省より示された。（ただし、平成9年度まで、市場環境などにより実際の売却は見送られた。）

その後、当社は平成7年11月24日付で、株式の分割を1株につき1.02株の割合をもって実施した。これにより発行済株式数は1,591.2万株となり、政府による保有が義務付けられた株式は530.4万株、未売却株式は510万株となっていたが、平成10年12月に未売却となっていた510万株のうち100万株について売却が実施された。

また、平成11年度においては、100万株が売却限度数として計上されていたが、このうち48,000株については平成11年7月13日の当社の自己株式買入において売却が実施され、残りの952,000株については平成11年11月に売却が実施された。

(b) 平成12年度の売却限度数

政府は、平成12年度予算において、100万株を売却限度数として計上している。なお、上記の(a)の平成2年12月に示された売却方針については終了された。

また、今後国会に提出される平成13年度予算案において売出すことのできる当社株式数について、政府は現時点では決定を行っていないと当社は理解している。一般に、政府は毎年1月に予算案を国会に提出する。

(注) 政府保有の株式の処分（日本電信電話株式会社等に関する法律 第7条）

政府の保有する当社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

8. 政府との関係について

本書に基づく新株の発行、国内売出し、米国売出し及び国際売出しを行う前の時点で、売出人たる大蔵大臣を通じ、日本政府は当社の発行済株式数の約53%を保有し、これらの新株発行及び売出し後の持株比率は約46%に低下する（新株式200,000株が発行された場合）。また、日本政府は郵政大臣を通じて当社及び地域会社の業務を監督する一方、日本政府自体が当社グループの最大顧客の一つとなっており、当社グループは、政府の様々な部局や団体を顧客として通常の取引ベースで業務を行っている。日本政府は当社の株主として株主総会において議決権を行使し、過半数を保有する大株主として、理論上は株主総会での多くの決議を支配する権限を有するが、これまで、この権限を用いて日本政府が当社の経営に介入したことはない。日本政府は、当社グループを含むわが国電気通信事業者の通信網に関し、国益や外交関係のため、一定の行動を行う権限を有している。

9. 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモへの出資について

- (1) 平成9年12月20日の閣議決定により設立された委員会である規制緩和委員会が、平成10年12月15日、日本経済の多くの分野における政府規制の緩和に関する報告を発表した。かかる報告中には、地域通信市場における独占状態が解消される将来時点での当社の完全民営化が望ましいとしつつも、東西地域会社間において実質的な競争を促進するための有効な措置を講じていくべきものであるとの提言が含まれていた。また、かかる報告中には、当社のNTTドコモに対する出資比率を、今後、NTTドコモと東西地域会社との間で競争が促進する程度まで更に低下させるべきものとの提言が含まれていた。平成11年3月30日、政府は、規制緩和推進3か年計画を改定すると共に、NTTドコモに対する当社の出資比率については、「平成10年12月の規制緩和委員会第1次見解を踏まえ、NTTドコモとNTT東西地域会社との間の競争の状況を十分注視する。」と述べた。平成12年3月31日、政府は、上述の規制緩和推進3か年計画を更に改定し、「NTTのドコモ株の保有割合の引き下げについては、携帯電話事業者間の競争状況とドコモとNTT東西地域会社との間の競争の状況に留意しつつ、引き続き検討を進める。」とした。政府において、どのような措置をとるかは、現時点では決定されていない。
- (2) 公正取引委員会の私的研究会である「政府規則と競争政策に関する研究会」が平成12年6月に中間発表した報告書において、当社のNTTドコモに対する出資比率を引下げることが、必要との報告がなされた。
- (3) 当社はこれまで、NTTドコモへの出資が、公正競争に悪影響を与えていないとの考えを表明してきたが、現在もこの意向を変えていない。

10. 最近の国際展開について

- (1) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)は、同社の米国子会社を通じて、米国のインターネット・ソリューション・プロバイダーであるVerio(ヴェリオ)社株式に対して、株式の過半数取得を条件として成立する公開買付(TOB)を1株当たり60米ドル(買収総額:約51億米ドル)で実施し、Verio社を買収して上記米国子会社と合併することとし、平成12年5月8日、Verio社との間で買収・合併契約書を締結した。平成12年9月8日(米国東部時間)Verio社の買収は完了した。
- (2) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモは、オランダ法人Koninklijke KPN N.V.(KPN)傘下のセルラー事業持株会社KPN Mobile N.V.(KPN Mobile)への資本参加[同社の議決権15%に相当する株式の取得(最大取得価格:51億ユーロ)]に関する覚書を、平成12年5月9日、KPN及びKPN Mobilとの間で締結した。平成12年8月、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモは、KPN MobileのクラスAの株式の15%を約40億ユーロで取得した。
- (3) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモは、イギリス国内の次世代携帯電話ライセンス保有会社の持株会社Hutchison 3G UK Holdings Ltdに対して、KPN Mobile、ハチソン・ワンボア社との間で共同出資することについて合意し、平成12年7月12日、調印した。(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモは、同社の株式の20%を約12億ポンドで取得し(KPN Mobileは同社株式を15%取得)、役員派遣や技術支援を通じた経営参画により、イギリスを含めたIMT-2000、モバイルマルチメディアサービスの早期展開に向けたプラットフォームの確立を目的としている。

11. 希望退職の実施について

当社及び東西地域会社は、競争激化等に伴う厳しい経営環境を踏まえ、合理化の一環として平成12年度及び平成13年度において、募集人員を合計約6,500人とする希望退職を実施することとした。

12. 郵政大臣による「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」の諮問について

平成12年7月26日に、郵政大臣は、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」について電気通信審議会に諮問し、同日そのための特別部会が設置され、特別部会の第1回目は平成12年9月5日に開催された。

諮問の主要な骨子は、(1)ネットワーク構造、電気通信事業の将来像、(2)競争の基本的枠組み、(3)NTTグループの位置付けと公正競争の確保、(4)ユニバーサルサービスの確保、(5)通信主権等の確保、(6)電気通信事業における研究開発体制の在り方及び(7)利用者利益の確保方策に関するものである。

13. 国内外における新株式発行及び売出しについて

当社は、平成12年9月29日開催の取締役会において、300,000株の新株式発行の決議を行った。このうち、200,000株を国内で募集し、別に米国及びカナダにおける米国募集の引受シンジケート団に対して及び欧州を中心とする海外市場（米国及びカナダを除く）における国際募集の引受シンジケート団に対して合計100,000株を上限として買取る権限が付与される予定である。

同時に、当社株式の売出しが国内、米国及びカナダにおいて（以下「米国売出し」という。）並びに欧州を中心とする海外市場（米国及びカナダを除く）において（以下「国際売出し」という。）行われる予定である。最終的な売出株式数の内訳は1,000,000株以下となる範囲内で売出人より決定される。

なお、米国売出し、国際売出し、米国募集及び国際募集に関し、海外投資家向けに、「新株式発行届出並びに株式売出目論見書」以外に内容及び様式の異なる英文目論見書を発行している。

14. その他

上記のほか、「第二部 参照情報 1. 参照書類」記載の書類を参照されたい。

本書に記載されている当社の現在の計画、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは将来の実績等に関する見通しであり、リスクや不確定な要因を含んでいる。実際の業績は、さまざまな要因により、これら見通しと大きく異なる結果となることがある。

第3 その他の記載事項

特に新株式発行届出並びに株式売出目論見書に記載しようとする事項

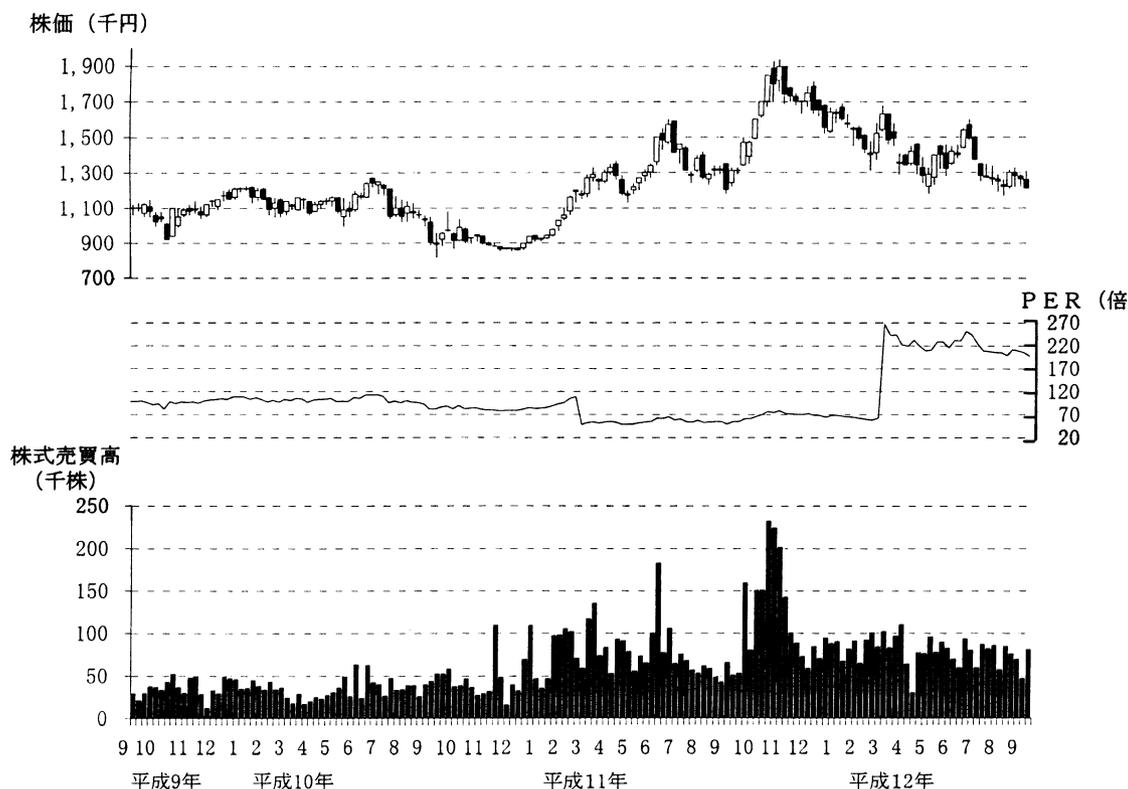
表紙に当社の社章  を記載します。

第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株 価 情 報 等]

1. 株価、P E R 及び株式売買高の推移

平成9年9月29日から平成12年9月22日までの東京証券取引所市場第一部における当社額面普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



(注) 1. ・株価のグラフ中の一本の野線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週 末 の 終 値}}{\text{1 株 当 たり 当 期 純 利 益}}$$

平成9年9月29日から平成10年3月31日については、平成9年3月期有価証券報告書の1株当たり当期純利益を使用。

平成10年4月1日から平成11年3月31日については、平成10年3月期有価証券報告書の1株当たり当期純利益を使用。

平成11年4月1日から平成12年3月31日については、平成11年3月期有価証券報告書の1株当たり当期純利益を使用。

平成12年4月1日から平成12年9月22日については、平成12年3月期有価証券報告書の1株当たり当期純利益を使用。

2. 大量保有報告書等の提出状況

平成12年3月29日から平成12年9月22日までの間における当社株券等に関する大量保有報告書等の提出はありません。

今回の募集と同時に当社の記名式額面普通株式の売出しを行いますので、「第一部 証券情報」において、「第1 募集要項」の次に「第2 売出要項」の標題を付して以下の事項を記載いたします。（ただし、当該売出しについては、証券取引法第4条第1項ただし書の規定により同項本文の規定による届出は行ってありません。）

1. 売出有価証券

当該売出しに係る株式の「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」、「売出数」、「売出価額の総額」、「売出しに係る株式の所有者の住所、氏名又は名称」及び「摘要」に関する事項

2. 売出しの条件

当該売出しに係る「売出価格」、「申込期間」、「申込単位」、「申込証拠金」、「申込受付場所」、「引受人の住所、氏名又は名称」、「元引受契約の内容」及び「摘要」に関する事項

第二部 参照情報

1. 参照書類

会社の概況及び事業の概況等証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類 [事業年度 自 平成11年4月1日 平成12年6月30日
(第15期) 至 平成12年3月31日] 関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

(1)の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成12年9月29日)までに、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する総理府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定(海外における株式発行)に基づく臨時報告書を平成12年9月29日に関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

(1)の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成12年9月29日)までに、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する総理府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定(海外における株式売出し)に基づく臨時報告書を平成12年9月29日に関東財務局長に提出

2. 参照書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
日本電信電話株式会社	本 店 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
東日本電信電話株式会社	東京支店 東京都港区港南一丁目9番1号
同	神奈川支店 横浜市中区山下町198番地
同	千葉支店 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
同	埼玉支店 浦和市太田窪一丁目26番20号
同	茨城支店 水戸市大町三丁目3番5号
同	栃木支店 宇都宮市東宿郷四丁目3番27号
同	群馬支店 高崎市高松町3番地
同	山梨支店 甲府市青沼一丁目12番13号
同	長野支店 長野市大字南長野新田町1137番地5
同	新潟支店 新潟市東堀通七番町1017番地1
同	宮城支店 仙台市若林区五橋三丁目2番1号
同	福島支店 福島市山下町5番10号
同	岩手支店 盛岡市中央通一丁目2番2号
同	青森支店 青森市橋本二丁目1番6号
同	山形支店 山形市本町一丁目7番54号
同	秋田支店 秋田市中通四丁目4番4号
同	北海道支店 札幌市中央区北一条西六丁目1番地
西日本電信電話株式会社	大阪支店 大阪市北区堂島三丁目1番2号
同	京都支店 京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町4番地
同	神戸支店 神戸市中央区海岸通11番
同	奈良支店 奈良市下三条町1番地1
同	滋賀支店 大津市浜大津一丁目1番26号
同	和歌山支店 和歌山市一番丁五番地
同	名古屋支店 名古屋市中区大須四丁目9番60号
同	静岡支店 静岡市追手町5番4号
同	岐阜支店 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
同	三重支店 津市桜橋二丁目149番
同	金沢支店 金沢市出羽町4番1号
同	富山支店 富山市桜橋通り4番32号
同	福井支店 福井市日之出二丁目12番5号

名 称	所 在 地
西日本電信電話株式会社	広島支店 広島市中区基町 6 番77号
同	鳥取支店 鳥取市湯所町二丁目258番地
同	鳥根支店 松江市東朝日町102番地
同	岡山支店 岡山市中山下二丁目 1 番90号
同	山口支店 山口市熊野町 4 番 5 号
同	愛媛支店 松山市一番町四丁目 3 番地
同	香川支店 高松市観光通一丁目 8 番地 2
同	徳島支店 徳島市西大工町二丁目 5 番地 1
同	高知支店 高知市帯屋町二丁目 5 番11号
同	福岡支店 福岡市博多区博多駅東三丁目 2 番28号
同	佐賀支店 佐賀市高木瀬町大字東高木214番 1
同	長崎支店 長崎市出島町14番 7 号
同	熊本支店 熊本市桜町 3 番 1 号
同	大分支店 大分市金池町一丁目 7 番 1 号
同	宮崎支店 宮崎市広島一丁目 5 番 3 号
同	鹿児島支店 鹿児島市松原町 4 番26号
同	沖縄支店 浦添市城間四丁目35番 1 号
東京証券取引所	東京都中央区兜町 2 番 1 号
大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 7 番11号
名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 3 番17号
京都証券取引所	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町66番地
福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番 2 号
札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西 5 丁目14番地の1

(注) 1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の支店は、証券取引法による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備え付けました。

2. 大阪証券取引所の所在地は、住所変更により平成12年10月2日より、「大阪市中央区北浜一丁目 6 番10号」となります。

第三部 提出会社の保証会社等の情報

該当事項はありません。

第四部 特別情報

該当事項はありません。